

## 公立鳥取環境大学動物実験マニュアル

### 1. はじめに

動物実験を行う者は、関係する法律や「公立鳥取環境大学動物実験規程」等を守り、社会から批判を受けないように注意し、社会的に認められる実験を、最小限の動物を用いて適切に行うように常に心がける。

具体的には、動物実験実施者は動物実験等の実施に当たって、法令、学内規程及びその細則等に則するとともに、特に以下の事項を遵守する。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験を行う。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守する。
  - ① 適切な麻酔薬の利用
  - ② 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、科学的に危険な材料等を用いる実験等）については、関係法令及び学内の関連する規程等に従う。
- (4) 物理的、科学的に危険な材料を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保する。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努める。

### 2. 動物実験の申請・報告

動物実験責任者は、動物実験を計画した後、所定の様式により、使用動物数、成果等について実験動物管理者に報告しなければならない。

- ① 動物実験計画書を実験動物管理者に提出する。
- ② 動物実験実施の承認を受ける。
- ③ 動物実験実施者に教育訓練を行う。
- ④ 実験終了後、動物実験結果報告書を提出する。

### 3. 動物の搬入

動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に監視されている機関より導入する。

### 4. 飼育管理

- ① 飼育管理は動物実験実施者が行う。
- ② 動物に触れる前には、必ず手袋を着用するか備え付けの消毒液で手指の消毒を行う。
- ③ 使用済みのケージに動物が残っていないか確認する。
- ④ ケージ類、給餌器、給水ビン等は汚染状況、消費状況を観察し、定期的に交換する。
- ⑤ 飼育室を汚した場合は、掃くか拭く等をした後、噴霧消毒し、飼育室を清潔の保つ。
- ⑥ 動物は指定された飼育室から無断で他の飼育室へ移動しない。
- ⑦ 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行う。

## 5. 動物実験の実施

動物実験を行う際は、麻酔等により動物の苦痛をできるだけ軽減するように努める。

## 6. 動物の搬出

- ① 動物を実験室外に持ち出す際には、動物が逸走しないように、また人目につかないようにするためケージを容器に入れて運ぶ。
- ② 動物を実験室外に持ち出す際には、逸走しないように特に気を付ける。逸走したときには、必ず捕獲し、逸走した動物と同一の固体であることを確認する。
- ③ 動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

## 7. 動物実験終了後の処置および動物の廃棄

- ① 実験に使用し回復の見込みのない動物は、速やかに安楽死により処分する。
- ② 安楽死の操作は、人目に付かないように行う。
- ③ 使用した動物は、冷凍庫に保管し、専門の業者に廃棄を依頼する。

## 8. 動物の逸走防止措置

- ① 動物を逸走させないようにするために、ケージの交換や実験を行う時には特段の注意を払う。
- ② 動物の飼育室や実験室の出入口には、原則として常にネズミ返しを取り付けてある。ただし、台車の出し入れなど止むを得ないときは、マウス等がケージから逸走しないことを十分確認のうえ取り外し、その後できるだけ早く取り付ける。

## 9. 動物の逸走時の対応

- ① 万一、動物が飼育室や実験室外へ逸走し、捕獲出来なかったときは、直ちに動物実験責任者及び動物実験委員会に連絡する。
- ② 動物を外に持ち出して逃がしたときは、個人の責任と自覚する。

## 10. 記録の保存及び報告

動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、処置法等に関する記録を実験動物管理者に報告する。

以上